

各区市町村の状況

自分の住んでいる自治体にある施設に通う場合について記載。

「○」＝無償 「△」＝一部負担軽減 「―」＝負担軽減なし

	主食費	副食費	一部負担軽減の内容
千代田区	○	○	
中央区	○	○	
港区	○	○	
新宿区	○	○	
文京区	○	○	
台東区	○	○	
墨田区	○	○	
江東区	○	○	
品川区	○	○	
目黒区	○	○	
大田区	○	○	
世田谷区	○	○	
渋谷区	○	○	
中野区	○	○	
杉並区	○	○	
豊島区	△	△	主食費:認可保育園は無償、認定こども園は年収0～680万円世帯または第3子以降(年齢制限撤廃)は無償 副食費:認可保育園は無償、認定こども園は年収360～680万円世帯または第3子以降(年齢制限撤廃)は無償
北区	△	△	主食費及び副食費:認可保育園、認定こども園(区立)は無償、認定こども園(私立)は主食費と副食費を合わせて6500円／月を保護者に助成
荒川区	○	○	
板橋区	△	○	主食費:認可保育園のみ全員無償化としている。
練馬区	○	○	
足立区	○	○	
葛飾区	○	○	
江戸川区	○	○	
八王子市	○	△	副食費:国制度の対象外となる第三子以降の児童の副食費を無償化するための経費として一人あたり月4500円を補助
立川市	△	○	主食費:認可保育園と幼保連携型認定こども園は無償、幼稚園型認定こども園は負担軽減なし
武蔵野市	○	○	
三鷹市	△	△	主食費及び副食費:国の副食費減免制度以上の所得要件を設け、その所得制限を満たす方に対して減免を実施
青梅市	○	○	
府中市	○	―	
昭島市	○	○	
調布市	○	―	

	主食費	副食費	一部負担軽減の内容
町田市	△	—	主食費:国制度により副食費が免除となる利用者に限り、主食費1,190円まで負担軽減を実施している。
小金井市	○	○	
小平市	△	—	主食費:認可保育所は委託費の加算に含めて支弁。認定こども園は負担軽減なし。
日野市	○	—	
東村山市	△	△	主食費及び副食費:施設に対して一部補助を実施している。
国分寺市	○	—	
国立市	—	○(※)	
福生市	○	○	
狛江市	○	○	
東大和市	○	—	
清瀬市	△	—	主食費:国の副食費免除と同じ基準で免除。免除の単価は月額上限3千円
東久留米市	○	—	
武蔵村山市	○	△	副食費:月額1,000円を補助する。(保護者負担金額の範囲内)
多摩市	○	△	副食費:給食費負担軽減事業
稲城市	—	—	
羽村市	○	△	副食費:4500円を補助
あきる野市	△	△	主食費及び副食費:主食費と副食費を合わせて、在園児第一子は1800円、第二子は5100円を上限に補助を行う
西東京市	—	—	
瑞穂町	—	—	
日の出町	○	○	
檜原村	○	○	
奥多摩町	○	○	
大島町	○	○	
利島村	○	○	
新島村	○	○	
神津島村	○	○	
三宅村	○	○	
御蔵島村			認可保育園、認定こども園が村内にない
八丈町	○	○	
青ヶ島村			認可保育園、認定こども園が村内にない
小笠原村	○	○	

※国立市の副食費が無償になるのは9月から

補足:年収360万円未満相当世帯または「第3子以降」(認可保育園等に通う子どもだけを数えて第3子以降)の子どもは国制度により副食費の負担が免除になる。